

理事会規定

特定非営利活動法人まなびと

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人まなびとの理事会の運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の構成と機能)

第2条 理事会は、理事をもって構成する。

2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事会の総数の3分の1を超えてはならない。

3 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 理事会は、定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算並びにその変更

(2) 理事の職務

(3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 総会に付議すべき事項

(5) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第3条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催し、年度内で3回以上開催しなければならない。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 定款第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第4条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、定款第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、全理事の同意がある時はこの手続きを経ずして開催することができる。

(議長)

第5条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第6条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第7条 理事会における議決事項は、定款第34条第3項のただし書きの場合を除き同項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権等)

第8条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代表人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、定款第36条、第39条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第9条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事の現在数

(3)理事会に出席した理事の数及び氏名(書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(4)審議事項

(5)議事の経過の概要及び議決の結果

(6)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことによって、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)理事会の決議があつたとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)理事会の決議があつたものとみなされた日

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事の取引の承認)

第10条 理事が利益相反等取引をしようとする場合は、別途定める「役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程」に基づき、手続を行うものとする。

(職務分掌)

第11条 法人の経理の透明化をはかるため、会計担当理事を置くことができる。

2 会計担当理事は、事業担当と経理担当と証憑書類の確認を行うなど、概ね1ヶ月に1回

事務局と打ち合わせを行うものとする。

3 会計担当理事は、その他理事会の決議により理事長が定めるこの法人の業務を分担執行する。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

この規程は 2023年 4月 23日 から施行する